



2018年第1回定例会（2018年2月16日）

井坂しんや県議（横須賀市選出）

代表質問と答弁

2月16日、井坂しんや県議が日本共産党を代表して代表質問を行いました。質問と答弁を一問一答形式に編集しました。

（文責 共産党神奈川県議団）

【井坂県議】 日本共産党の井坂しんやです。

私は、日本共産党県議団を代表して質問をさせていただきます。

2018年度は知事が提案説明でも述べておりますように、4年任期の3年目で総仕上げの年ということで、知事にとっても私たち議員にとっても、これまでの公約実現が問われる1年になると思います。

知事は、経済のエンジンを回すということを予算案の基本方針でも述べておられますが、エンジンを回すことが目的ではなく、それが県民の暮らしや県財政の改善につながらなければならないと思います。

日本経済は、アベノミクスにより円安や株高で大企業の内部留保が過去最高の400兆円を超える一方で、非正規社員として働き年収200万円未満の労働者が4年連続で1100万人を上回る状況です。厚生労働省の調査でも昨年10月の労働者の実質賃金は1年前より減少していますし、日銀が発表した昨年12月の「生活意識に関するアンケート調査」によると、現在の暮らし向きについて「ゆとりが出た」と答えた人よりも「ゆとりがなくなってきた」と答えた人が33.7ポイント多く、前回よりも1.8ポイント悪化しています。

このような情勢の中で県民の暮らしを支えるためには、社会保障や福祉の充実がとても必要になり、県政が果たす役割が問われます。そういった視点から質問に入りたいと思います。最初に生活保護の問題について伺います。

《 1 》 生活保護の問題について

（1）生活保護基準の引き下げについて

まずは、生活保護基準の引き下げについてです。

日本の相対的貧困率の問題が浮き彫りになってから数年経ちますが、貧困と格差の拡大はいまだに進んでいる状況です。そのような中、政府は今年10月から生活保護基準の見直しを行い、3年間かけて最大5%を削減する方針を決めました。生活保護基準の見直しは2013年度にも行われ、すでに最大10%の削減が行われています。

その他の見直しの内容は、教育扶助での増額や大学等への進学支援などが創設され、児童養育加算でも新たに高校生も対象になりました。しかし、同じ児童養育加算では3歳まで1万5000円の加算だったものが1万円に減額され、母子加算においては子ども1人の場合、平均2万1000円から1万7000円へと引き下げが行われます。

これらの見直しをした結果、都市部の子育て世代で保護費が減額となる世帯が多くなるということです。

私はこれまでに生活保護の相談を多く受けてきましたが、以前相談を受けた方と最近話す機会がありました。1歳を過ぎたばかりの子どもと2人暮らしをしている30代のシングルマザーは、今は寒いので光熱費がかかり電気代などを抑えるために厚着して暖房の使用

を控えていること、野菜などが高くなっているのも基本的には買わず、お米を多く食べて食費を抑えていること。もし保護費が下げられたらと考えると怖い。しかし、保護費をもらっているから自分から「引き下げをやめてほしいとはなかなか言えない」などの切実な思いを聞きました。

また、精神障害を抱えた高齢の夫婦や高齢の単身世帯の方からも、現在でもギリギリの生活で、保護費が下げられたら困るとの声がありました。

政府は、生活保護削減の理由として、「生活保護を利用していない低所得世帯の生活水準が下がったからそれに合わせて引き下げる」としています。「低所得世帯の生活水準が下がった」というなら、生活保護を削るのでなく、低所得世帯の生活を支援することこそ大切だと思います。ただでさえ生活保護の捕捉率が2割から3割と言われており、改善が求められている状況です。

そこで知事に伺います。

このような生活保護基準の引き下げについて、どのようにお考えでしょうか。さらに、政府が削減の理由としている、低所得世帯の生活水準が下がったからそれに合わせて引き下げるとい理由について、貧困の解消になるとお考えでしょうか、伺います。

【黒岩知事】はじめに、生活保護の問題についてお尋ねがありました。まず、生活保護基準の見直しについてです。

生活保護基準については、国が5年に一度、全国消費実態調査等のデータを基に、社会保障審議会での検討を経て必要な見直しを行っています。

今回の見直しは、公平性を確保する観点から、生活保護基準が一般の低所得世帯の消費水準より高い地域の基準を下げ、低い地域の基準を上げるなど、消費実態との乖離を是正するために行われるものです。また、子育て世帯においては、子どもの健全育成や貧困の連鎖を防止する観点から、児童養育加算の対象を高校生に拡大するほか、大学等への進学支援費を新設するなどの拡充が図られています。

このように、今回の見直しは、生活保護制度の趣旨・目的に沿ったものであり、一律の引下げではなく、また、貧困の解消を阻害するものでもないと認識しています。

なお、貧困の解消に向けては、生活保護制度の適正な運用とともに、生活困窮者自立支援法をはじめ、他の制度を活用した自立支援が必要です。

このため、県では、さまざまな課題を抱える人に必要な制度を活用し、引き続き貧困の解消に向けた自立の支援に努めてまいります。

(2) 生活保護基準の引き下げに伴う影響について

【井坂県議】次に、生活保護基準の引き下げに伴う影響について伺います。

生活保護基準の引き下げは、他の県民生活にも大きく影響を及ぼします。厚生労働省は10月からの生活保護費の引き下げに伴い、医療・福祉、年金などの47の低所得者向けの事業に影響が出ることを明らかにしました。

そして、生活保護基準額を減額しても「できる限り、他の制度にその影響が及ばないよう対応する」としています。また、そのような対応を市町村にも求めています。

しかし、準要保護児童に対する就学援助の基準で言えば、2013年度に実施された生活保護基準の引き下げの際、県内では横浜市が就学援助の基準を引き下げてしまい、前年まで就学援助を受けていた世帯でも約1000世帯も受けられなくなるという状況が生じました。

就学援助に関して言えば、県内の就学援助世帯は2015年度で15.64%となっており、10年前のより約3%の増となっています。準要保護児童の就学援助の対象は、各市町村によって違い、単純に比較ができないところもありますが、大和市や綾瀬市では25%以上、横須賀市や愛川町では20%以上と多くなっています。

ちなみに私の地元の横須賀市では 2016 年度は 23.1% となっており、10 年前と比較すると約 9% も増えている実態です。

これは、子育て世帯の所得が増えていないことの表れであり、子どもの貧困対策を考えるならば子育て世代の所得を増やす政策が必要となっています。

また、生活保護基準の引き下げにより、保育料の基準なども影響を受けます。保育料の基準は各市町村で決めています。共働きやひとり親世帯にとって必要な保育においても保育料の引き上げが行われれば、子育て支援にとってもマイナスと言わなければなりません。

そこで知事に伺います。

このように、生活保護基準の引き下げは、就学援助や保育料の基準に影響を及ぼす可能性があります。そのことは子どもの貧困対策の後退につながると思いますが、知事の見解を伺います。

さらに、このように他の制度にも影響を及ぼすような生活保護基準の引き下げはやめるよう国に求めるべきと思いますが、見解を伺います。

【黒岩知事】 次に、生活保護基準の見直しに伴う影響についてです。

まず、生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響についてですが、厚生労働省は、各制度の趣旨や目的を考慮しできるだけ影響が及ばないよう対応する方針を示しており、現在、関係省庁との調整を進めていると伺っています。

県としては、国の調整結果を受けて庁内の情報共有や県内自治体への情報提供を行い、低所得者世帯の生活に影響が及ばないよう努めていきたいと考えています。

また、子どもの貧困対策という点では、今回の見直しにより児童養育加算の高校生への対象拡大や大学等への進学支援費の新設など、子どもへの支援の充実が図られていますので、子どもの貧困対策の後退につながるものとは考えていません。

次に、国への対応についてですが、今回の生活保護基準の見直しは一律の引下げではなく、消費実態との乖離を是正するために行われるものであり、また、他制度への影響についても国の方針が示されていますので、見直しの中止を国に求めることは考えていません。

井坂県議の再質問

【井坂県議】 答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

生活保護基準の引き下げについてです。

答弁では、政府が話しをしている中身とほぼ同様だったのかなと思っていますけれども、公平性を担保するために、一律の引き下げではないということが話されました。

しかし、知事の見解を伺いましたけれども、生活保護について、今言われたように増額されたところも確かにあります。必要な見直しであるという認識であるならば、引き下げられた生活扶助費のこの引き下げ、そしてひとり親に対する加算である母子加算、こういうものの引き下げは、今まで多かったから、引き下げなければならない、そういう必要がある、そういう認識なんですか。

今でも、確かにひとり親の中で、苦しんでなかなか所得が増えないという方達が多くいます。そういう方々が本当に「今まで多くもらっていたから引き下げる必要がある」、そういう認識でいるのか、そのことを聞かせていただきたいと思います。

もう一つ、生活保護基準の引き下げの理由が貧困の解消になると考えているか、ということも質問をさせていただきました。

知事の答弁は今話をしたような状況でしたけれども、神奈川県弁護士会が今年の 2 月 9 日

に、生活保護基準を引き下げないように求める会長声明というものを出しています。その中で、政府が引き下げを行う理由、考え方について、生活保護が憲法第 25 条を具体化するものという点から問題がある、とこういうように指摘しています。

さらに、生活保護基準のさらなる引き下げを行うと、生活保護利用世帯のみならず日本全体の貧困化を促すことになるのではないかと危惧を感じざるを得ない、ということまで言っているわけです。

確かに政府は、負担の公平性の話や消費水準の状況を見て変えた、このような見直しをしたと言っていますが、こういう比較が、低所得者の消費水準との比較というのが本当に適切と考えていておられるのか、政府の説明に、理由に知事は納得したのか、ということに再度お答えいただきたいと思います。

【黒岩知事】 それでは再質問についてお答えします。

先ほども申し上げたとおり、今回の見直しは、議員の認識と大きく違うところはですね、一律の引き下げとは見ておりません。

我々は、消費実態との乖離を是正するために行われているものであると、そういったことを考えており、生活保護制度の趣旨・目的に沿ったものと考えているところであります。

そういった意味で、政府の見解とは同じであります。

答弁は以上です。

井坂県議の再々質問

【井坂県議】 もう一問、2つめのところがちょっとわかりづらかったかもしれませんがけれども、私は政府のこの消費実態の乖離を解消するというところでの説明、理由について、知事は、それが、適切だと考えているのか、本当に納得したのかということについて、もう一回答えていただきたいと思います。

【黒岩知事】 消費実態との乖離を是正するために行われるものでありますから、消費実態との乖離をとったものを背景にしているということにおいて、なんら問題はないというふうに私は思っております。

答弁は以上です。

井坂県議の要望

【井坂県議】 時間も限られますので、最後に意見を述べさせていただきたいと思います。生活保護の引き下げについての知事の答弁、私は本当に冷たいなと感じました。

先ほども言いましたけれども、母子家庭、ひとり親家庭に対する加算の引き下げが行われています。ひとり親の生活実態というものがどういうものか、知事も私にご存知であると思っていますし、ひとり親の貧困対策を進めようとして、この間、知事は進められてきたと思っています。

それが、こういう形で引き下げられていくことで本当にいいのか、私は、この生活保護行政というのを実際に行っている立場から、生活保護を利用している方達の実態をよく把握して、生活を改善するという立場から国に対して必要な意見を述べていくのが、地方自治体の役割ではないかと思っています。

ですので、必要なことはしっかりと行っていく、その基準は確かに国が決めるのかもしれない

れませんが、やっぱり実際にその利用者と接している、そういう観点から、必要な意見をもっとしっかりと求めていただきたいということを求めていると思いますし、その事務を行っている市町村とも連携して、国に是非、改善の意見を言っていただきたいと思います。

《 2 》 介護保険制度の改定と県の取組について

(1) 県民や事業者への影響について

【井坂県議】 次に、介護保険制度の改定と県の取組について伺います。

まず、県民や事業者への影響についてです。

今年4月から第7期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画がスタートします。

今度の制度改定では、利用者負担が3割に増額される方がいることや地域包括ケアの推進、介護医療院の創設などがあります。

また、第7期の計画からこれまで経過措置が設けられていた要支援1,2の方の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、すべて総合事業へ移行し、基準緩和サービスなども3年間通して実施することなどがあります。

介護報酬の改定について審議会の答申では、全体で0.54%と若干のプラス改定になりましたが、介護従事者の処遇改善などについては、加算があるものの賃金を全産業平均まで引き上げるには程遠いものです。

さらに介護保険料については、まだ、県内市町村の基準額などがすべて公表されていませんが、介護サービスの利用が増えることから、保険料の引き上げになる自治体が増えると思われま。

介護保険制度が始まり、もうすぐ20年となります。介護保険が始まった平成12年の第1号被保険者の保険料の基準額は、神奈川県で平均2,975円だったものが、第6期の計画改定時では、県平均が5,465円と約1.83倍となっており、県民負担の増大が目に見えて明らかです。

そこで知事に伺います。

このような多くの課題を抱える介護保険制度ですが、今回の改定における県民、事業者などへの影響について知事はどのようにとらえておられるか、伺います。

【黒岩知事】 介護保険制度の改定と県の取組について、何点かお尋ねがありました。

まず、県民や事業者への影響についてです。

今回の介護保険制度の見直しでは、現役世代並みの所得がある方については、利用者の負担割合が2割から3割へと引き上げられますが、これは負担の公平性を確保するためのものであり、所得が低い方に対する負担割合は維持され、保険料の軽減措置についても引き続き適用されます。

また、市町村の介護保険事業計画の改定に併せて、多くの市町村では介護保険料の見直しを予定していますが、この見直しは、必要な介護サービスを確保し、介護保険制度を将来に渡って持続可能なものとするために行われるものと受け止めています。

介護サービスのうち、介護予防給付の訪問介護及び通所介護については、平成29年度から全ての市町村で介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

この見直しは、多様な担い手による生活支援など、地域の実情に応じた適切なサービスを提供するために行われたものであり、各市町村ではこの趣旨に基づき取り組んでいるものと認識しています。

また、介護報酬について、平成30年度は、3年前のマイナス改定から、プラス改定に転じる見込みです。

特に、自立支援や重度化防止に向けた取組が評価されるなど、事業者の経営の安定化には、一定の効果があるものと受け止めています。

(2) 特別養護老人ホームの待機者の解消と介護従事者の処遇改善について

【井坂県議】次に特別養護老人ホームの待機者の解消と介護従事者の処遇改善について伺います。

現在、策定作業が進められている県の高齢者保健福祉計画は人材の養成・資質向上、広域施設の支援などで市町村による取り組みを支援する計画となっています。

その中で、広域施設の支援として特別養護老人ホームの整備計画がありますが、県は政令市や中核市を除いた市町村の特別養護老人ホームの整備費の補助を行っており、1床あたりの補助額は255万円となっています。

現在、県が整備にかかわっている市町村の待機者は、5000人を超えておりますので特別養護老人ホームの待機者を解消するためには県としての姿勢が大切になります。

さらに待機者の解消のためには整備の支援だけでなく、介護従事者の確保も重要となります。

介護従事者の処遇改善では前回の改定時に処遇改善加算がありましたが、実際には処遇改善に取り組みなかった施設も多くあったと聞いています。

公益財団法人介護労働安定センターの平成28年度の調査によれば、62.6%の事業所で従業員が不足していると回答しています。その理由としては、採用が困難であると回答したところが73.1%となっており、採用が困難である理由としては賃金が低いと回答したのが57.3%となっています。

このように介護従事者の賃金を含めた処遇改善は大変重要な課題となっています。

そこで知事に伺います。

県として特別養護老人ホームの待機者の解消のため県独自の取り組みも含めてどのように取り組むのか伺います。また、介護従事者を増やすためには介護従事者の処遇改善が必要と思いますが、どのように取り組もうとお考えか、見解を伺います。

【黒岩知事】次に、特別養護老人ホームの待機者の解消と介護従事者の処遇改善についてです。

特別養護老人ホームの待機者対策としては、県では、現在策定中の「第7期かながわ高齢者保健福祉計画」に、必要な整備計画を位置づけ、県の単独補助制度を活用して、入所が必要な方が、速やかに入所できるよう、取り組んでいきます。

併せて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「小規模多機能型居宅介護事業所」や「認知症対応型グループホーム」など、地域に密着した居住系サービスについても、地域医療介護総合確保基金を活用して、整備を進めていきます。

また、介護従事者の処遇改善について、国では、平成29年度から処遇改善加算の引き上げを行いました。介護事業所がこの加算を取得するためには、賃金体系の整備や労働環境の改善など、所定の要件を満たす必要があります。

しかし、小規模な事業所の中には、これらの要件を満たすことが困難な事業所もあり、本県では、約3割の事業所が、引き上げ後の加算を取得できていません。

そこで、県では、新たに社会保険労務士による相談会や個別訪問相談の機会を設け、全ての事業所がこの加算を取得できるよう、助言や指導を行っていきたいと考えています。

(3) 事業者数の現状とサービス供給量について

【井坂県議】次に事業者数の現状とサービス供給量について伺います。

前回の改定に伴って、これまで要支援1,2の方への介護予防訪問介護と介護予防通所介

護が市町村の総合事業に移行する関係で、居宅系サービスの事業者からは、事業を続けられないという声も聞こえてくるようです。

実際、県所管域での居宅系サービスの事業所の新規の指定数と廃止件数の差は、平成 26 年度は新規指定数が 265 件多かったものが、平成 28 年度では 66 件となり、事業所数の増が鈍くなっている現状があります。これから介護の需要が増えていくにも関わらず、このように居宅系サービスの事業者の増が鈍くなっているのは介護報酬と介護従事者不足が大きな影響を及ぼしていると思われます。

そこで知事に伺います。居宅系サービスの事業者がなかなか増えていない現状についてのようにとらえておられるでしょうか、伺います。そして、介護サービスの供給量を増やすための取り組みをどのようにしようとお考えか、伺います。

【黒岩知事】 次に、事業者数の現状とサービス供給量についてです。

居宅サービス事業所の増加率は鈍化傾向にありますが、これは、平成 27 年度以降、それまで県が指定していた介護予防サービスの一部や、小規模な通所介護サービス事業が、市町村の事業に移管されたことが影響しており、県全体としてのサービス量は満たされているものと受け止めています。

一方、介護サービス全体の供給量を確保していくためには、民間事業者の参入を促していくことが必要ですが、複雑な介護保険制度の理解や、職員の確保など、規模の小さい事業者にとって、事業への参入は負担が大きいものと考えています。

そこで、県では、介護保険事業所を新たに開設しようとする事業者に対して、講習会を定期的に開催しているほか、市町村が指定する地域密着型サービスについても、その設置を支援するため、セミナーの開催やアドバイザーの派遣などを行っています。

また、介護に関する情報を一元的に提供するポータルサイト「介護情報サービスかながわ」を設置し、指定申請につながる最新の介護保険情報の提供も行っています。

今後も、民間事業者に対する支援や介護保険制度の周知に努め、新たな事業者が参入し、必要な介護サービスが提供できるよう取り組んでまいります。

《 3 》 学童クラブへの支援の充実について

(1) 指導員の処遇改善について

【井坂県議】 次に学童クラブへの支援の充実について伺います。

まず、指導員の処遇改善についてです。

2015 年からの制度改定で、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブの事業について市町村が条例を制定し、その基準を定めることとなりました。

しかし、これまでの経過もあり、その運営については各市町村で対応が大きく異なります。公設公営、公設民営、民設民営など設置者の違いや運営者も市町村の直営から指定管理者、NPO 法人、保護者会運営などさまざまです。

学童クラブには待機児童の問題や事業主体の安定的な運営、保育料の負担などが課題としてありますが、とりわけ大きな課題となっているのは指導員の処遇改善だと思えます。

2015 年の制度改定で、学童クラブの指導員に資格要件が課され、県はその資格の認定研修を行っています。このように資格を入れたのは、指導員の仕事が専門職としての地位を確立するとともに賃金の引き上げをすることも視野に入れているためです。

国の予算では、毎年基本的な補助額が上がってきてはいるものの、抜本的な改善には更なる支援の拡充が必要です。

さらに、民設民営のところでは、指導員が社会保険に入っていないなど、安心して働く条件の整備もまだまだ課題となっています。

そこで知事に伺います。

県として、指導員の労働状況や各市町村の処遇改善加算の取り組み状況について把握するとともに、各市町村に対して処遇改善の取り組みを促す必要があると思いますが、見解を伺います。

また、指導員の処遇改善について補助金を増やすよう国に働きかけるとともに県としても市町村に対して財政支援を進める必要があると思いますが、見解を伺います。

【黒岩知事】次に、学童クラブへの支援の充実についてお尋ねがありました。まず、指導員の処遇改善についてです。

学童クラブの指導員、制度上は、放課後児童クラブで働く「放課後児童支援員」の処遇改善については、今年度から、職務の経験年数などに応じて、月額1万円から3万円の処遇改善を行う国庫補助制度ができました。

県は、その経費の3分の1を負担するとともに、補助要件である、放課後児童支援員の認定研修や、資質向上研修を実施しています。

補助制度の活用状況は市町村によって様々ですが、県としては、放課後の小学生に適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブを充実させるため、支援員の処遇改善は重要であると考えています。

そこで、まずは、処遇改善を実施していない市町村の課題や、支援員の給与水準などの労働状況を把握し、市町村会議で情報提供を行うなどして、補助制度の積極的な活用を促していきます。

また、この制度は、今年度始まったばかりですので、補助金の増額については、今後、市町村の意見を伺いながら、必要に応じて、国に要望していきます。

県による財政支援を検討する前に、まずは、国庫補助制度の活用を市町村に働きかけてまいります。

(2) 障がい児の受入れを増やす取組について

【井坂県議】次に障がい児の受入れを増やす取組について伺います。

県は、ともに生きる社会かながわ憲章を制定し、障がい者への差別意識をなくしていくこと、障がい者が地域で生活できるように地域移行を進めることなどを具体的な取り組みとして進めています。

障がいに対する差別意識をなくするための取り組みは時間のかかる課題ですが、私は小さいころから障害のある子どもも障害がない子どもも、地域で一緒に生活することが大切だと考えています。

教育分野では、現在インクルーシブの取り組みが進められていますが、学校以外でもそのような取り組みが必要と思います。

学童クラブへの国の補助メニューには、障がい児を受入れたことにより、指導員を増員したところに加算がつく補助がありますが、市町村ではこの加算の取り組みがされていないところもあります。一方で、国の補助以上に障がい児の受入れに対して独自に支援している市もあります。

そこで知事に伺います。

県として各市町村に対して障がい児の受入れのための取り組みを促す必要があると思いますが、見解を伺います。

また、障がい児の受入れをやすくするために財政支援や研修を行うなど、県独自の支援策を考える必要があると思いますが、見解を伺います。

【黒岩知事】次に、障がい児の受入れを増やす取組についてです。

まず、市町村の取組の促進についてですが、放課後児童クラブによる障がい児の受入れを促進するため専門的知識等を有する職員の配置に対する国庫補助制度があり、県はその経費の3分の1を負担しています。

また、障がい児の利用人数の増加に対応する支援員の追加配置への補助について、これまで障がい児が「5人以上」になった場合に一人の追加配置が可能となっていた要件が、今年度から障がい児が「3人以上」になった場合に一人追加配置できることになるなど、補助制度の充実が図られています。

県としてはこうした補助制度の周知を徹底し、市町村の積極的な活用を促していきます。

次に、県独自の支援策についてですが、財政支援については、支援員の追加配置や医療的ケア児を受け入れるための看護師等の配置といった今年度充実された国庫補助の活用がまだ進んでいないことから、市町村に対して、まずは国庫補助制度の活用を働きかけていきます。

また、県独自の取組として、放課後児童クラブにおける障がい児の受入れを支援するため、支援員などを対象として障害のある子どもへの理解や育成支援方法等についての研修を実施しています。

今後もこうした研修や国庫補助制度の活用を促し、放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ拡大を図ってまいります。

井坂県議の要望

【井坂県議】 学童クラブの障がい児の受入れの所でお話をさせていただきました。

ともに生きる社会かながわ憲章を制定した観点から、地域で障がいのある人も一緒に生活していくという点で、これは県が取り組まなければいけないと思っています。

今、横須賀市でインクルーシブ学童クラブとして、4月から障がいのある児童を積極的に受け入れようとする学童クラブの立ち上げが進んでいます。障害のある児童の母親が中心となって立ち上げていますが、こういった取組がもっと支援できるように県としても取組を更に強めていただきたいということを最後にお願ひします。

《 4 》 石炭火力発電所の建設計画について

(1) アセス審査における県の対応について

【井坂県議】 次に石炭火力発電所の建設計画について質問をいたします。

まず、アセス審査における県の対応についてです。

昨年、第1回定例会でもこの問題を取り上げましたが、東京電力と中部電力が出資して作られたJERAという会社が、2023年の運転開始を目標に130万kwの石炭火力発電所を横須賀市久里浜に建設する計画が進められています。現在、環境アセスメント制度の手続きが進み、準備書の縦覧と意見募集が行われており、1月30日と2月4日に横須賀市で説明会が開かれました。1日目は約200人が参加し、2日目は約250人の参加で両日とも会場がいっぱいとなりました。

会場からは多くの質問が出されましたが、その中でも多かったのが、石炭火力が天然ガスなどと比較してもCO₂を倍以上排出し温暖化対策に逆行すること、2050年のCO₂の80%削減に対応できず座礁資産となるのではないかというもの、そして、前回のアセスの方法書の時に知事から出された意見に対してきちんと応えていないというものでした。



特に、方法書で出された知事意見に関するものでは、石炭火力は天然ガスと比べてより多くの大気汚染物質や温室効果ガスを排出するにもかかわらず、石炭を選択した理由の説明が十分でないとした知事意見や現在の発電所が長期計画停止中であることから、石炭火力を新設すると現在の状態より環境への影響が増加することに対して方法書の記載が不十分であるから特に丁寧に説明することという知事の意見に対して、事業者の説明は非常に不十分な内容だとの指摘でした。

私も、準備書を見ましたが、説明会で意見が出ていたように前回の知事意見に対して真摯に応えようとする姿勢が希薄だと感じています。

そこで知事に伺います。

アセス準備書の審査の上で、これまでの知事の意見に対して事業者がどのように応えているかは非常に重要なポイントではないかと思いますが、方法書の時に出した知事の意見への事業者の対応について知事はどのように受け止め、どのように審査を進めるつもりでしょうか、伺います。

【黒岩知事】 次に、石炭火力発電所の建設計画についてお尋ねがありました。

まず、アセス審査における県の対応についてです。

横須賀火力発電所建設計画の環境影響評価方法書に対して、昨年3月に提出した知事意見への、事業者の対応についてです。

私は、事業者による十分な説明がないまま石炭火力発電所の建設計画が進むことを強く懸念し、「分かりやすく丁寧な説明」や「石炭を燃料として選択した理由の説明」、さらに「予測評価を行う項目の追加」などを求める意見を述べました。

本年1月に事業者から提出された環境影響評価準備書では、石炭を選択した理由についてLNGとの比較で分かりにくい点が残っていると考えていますが、全体を通じて概ね丁寧に説明されており、評価項目も「土壌汚染」、「生態系」が追加されました。

このように、事業者の対応は、十分とは言えないまでも一定の対応がされたものと受け止めています。

次に、環境影響評価準備書の今後の審査についてです。

現在、環境影響評価審査会に審査をお願いしており、今後は、審査会からの答申をもとに、住民や地元の横須賀市長からの意見を十分に考慮して環境の保全の見地から審査してまいります。

(2) 石炭火力発電所の増設にかかわる知事の見解について

【井坂県議】 次に石炭火力発電所の増設にかかわる知事の見解について伺います。

パリ協定の発効以後、世界的には脱石炭の動きが加速しています。

昨年質問で、石炭産業への投資をやめる動きであるダイベストメントのことを取り上げましたが、その後も脱石炭の動きやCO2削減の動きは加速しています。

中国では建設途中の石炭火力発電所の建設をやめる動きがありますし、パリ協定からの離脱を表明したアメリカでも、ニューヨーク市は石油会社5社が化石燃料を大量に製造・販売して地球温暖化を進め、市に被害を与えているので、市の温暖化対策費用を肩代わりするよう訴訟を起こしているとのこと。

このような世界情勢の中、昨年11月の国連の気候変動枠組条約締約国会議COP23でNGOから地球温暖化対策に後ろ向きな国に贈られる「化石賞」を日本が受賞しました。

受賞理由は、石炭技術をアジアやアフリカに展開することに日本とアメリカが合意したことでした。

このように日本が石炭火力発電所を建設する動きは世界の流れに逆行している状況です。

そこで知事に伺います。

知事はこの間、再生可能エネルギーの導入を率先して取り組まれておりますが、今後の地球温暖化対策を進める上でも、石炭火力発電所の増設はやめるように国に対して求めるべきと思いますが、見解を伺います。

【黒岩知事】次に、石炭火力発電所の増設にかかわる知事の見解についてです。

石炭火力発電については、東日本大震災が発生して以降、原子力発電所の再稼働が困難な状況が続く中で安定的に電力を確保していくためには、当面は一定の割合で活用せざるを得ないと考えています。

一方、石炭火力発電所の建設に伴い多くの温室効果ガスが排出されることが懸念されますので、最新技術を導入してその排出量をできる限り低減させる必要があります。

横須賀火力発電所建設計画については、環境アセスの手続きにおいて今後知事が経済産業大臣に意見を述べる機会がありますので、その際に環境の保全の見地から私の意見を述べてまいります。

《 5 》 多発する米軍の事故について

(1) 米海軍が公表したイージス艦の事故の報告書について

【井坂県議】次に、多発する米軍の事故について伺います。

まず、米海軍が公表したイージス艦の事故の報告書についてです。

昨年、米海軍横須賀基地所属のイージス艦が連続して事故を起こしました。1月31日には横須賀基地周辺海域でイージス巡洋艦アンティータムが座礁事故を起こしました。6月17日には、石廊崎沖でイージス駆逐艦フィッツジェラルドが、コンテナ船と衝突事故を起こして7名が死亡。8月21日には、シンガポールの東の海域でイージス駆逐艦ジョン・S・マケインが石油タンカーと衝突事故を起こして10名が死亡。さらに11月18日には、イージス駆逐艦ベンフォールドがタグボートと接触事故を起こしました。

これらの事故は、人的被害に限らず、海洋汚染や漁船などの航行に支障をきたすもので、事故の原因究明と再発防止が求められるところです。

これらの事故に関し、米海軍はそれぞれの事故の原因などを記した報告書をホームページで公表しました。その報告書によれば、フィッツジェラルドもジョン・S・マケインの事故も人為的なミスや乗組員の訓練不足、疲労などが原因で起こったものであり、「回避は可能だった」と結論付けています。

米海軍はこのように事故の最終報告書を公表しているにも関わらず、その報告書が日本政府には正式に届けられておらず、政府としての公式の和訳もしていないとのこと。そのため県もその報告書を正式に持っていないとのこと。

事故は日本の海域でも起きており、海上保安庁が捜査している案件です。さらに事故を起こしたイージス艦は横須賀基地所属ということであれば、当然日本政府にもきちんと報告されるべきではないでしょうか。

このような米海軍の姿勢は、あまりにも地元の自治体や政府を軽視していると思います。そこで、知事に伺います。

米軍に対し、事故報告書を正式に日本政府に提出することを求める必要があると思いますが、いかがお考えか見解を伺います。

さらに日本政府には米軍に対してこの報告書を正式に提出するよう求め、政府としての公式の和訳をし、再発防止策についての見解を発表するよう求めるべきではないかと思いますが、見解を伺います。

【黒岩知事】 次に、多発する米軍の事故についてお尋ねがありました。

まず、米海軍が公表したイージス艦の事故の報告書についてです。

米軍による事件・事故が発生した場合には、日米両国政府の責任において早期の原因究明と実効性ある再発防止策を講じ、これらの内容が住民や自治体に適切に情報提供される必要があります。

現在、米軍航空機事故については、日本政府の要請に基づき、米国政府が原則6ヶ月以内に事故調査報告書を提出する取り決めがありますが、航空機以外の事故についてはこうした取り決めがありません。

そこで、神奈川県基地関係県市連絡協議会では、米軍航空機事故に限らず基地周辺住民等に大きな影響を及ぼす事故が発生した場合には、日本政府が米側に事故報告書の提出を求め、その内容を公表することを求めています。

また、米軍が英文で公表した事故報告書等についても、速やかに翻訳した上で日本政府が責任をもって公表することを求めています。

今後とも、日米両国政府が連携し米軍による事件・事故の再発防止が徹底されるよう、働きかけていきます。

(2) 米軍事故に対する今後の対応について

【井坂県議】 次に、米軍事故に対する今後の対応について伺います。

今、米軍の事故といえば、イージス艦の事故同様に沖縄をはじめ、様々な地域で米軍のヘリやオスプレイの事故が相次いでいます。これらの事故には同じような要因と背景があるように思います。

米海軍の報告書では、作戦任務の著しい増加、修理期間の長期化、人員不足と一時的配置転換等による訓練不足、兵員の過労を軽視していたことなどが事故原因であると指摘し、米軍の実態が浮き彫りになっています。また、このような実態に対して、改善を求める勧告も報告されています。

このような実態から、私たちは、事故の再発防止のためには基地機能を増強するのではなく、東アジアの緊張を緩和するために北朝鮮などとの話し合いが必要だと思えます。

そこで知事に伺います。

私たちは米海軍横須賀基地の撤去を求めています。知事として米軍の事故の再発防止を求める上で、少なくとも事故原因の報告と再発防止策を政府に提出してもらい、その原因の改善と再発防止策が図られるまでは、艦船の入港や米軍ヘリ、オスプレイの飛行を中止することを米軍と日本政府に求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

【黒岩知事】 最後に、米軍事故に対する今後の対応についてです。

米軍の艦船の航行や航空機の飛行にあたっては、基地周辺をはじめ、艦船や航空機が運行する地域の安全が、十分に確保されなくてはなりません。

このため、本県では、神奈川県基地関係県市連絡協議会を通じて、艦船について、港湾施設に入出港する場合はもちろん、近海を航行する場合にも、安全航行の徹底を図るため、細心の注意を払うことや、事故発生時の連絡体制の確立を日本政府に求めています。

また、米軍航空機についても、飛行の安全対策に万全を期すことや、事故発生時には、原因を公表するとともに、再発防止策が講じられるまでは、同機種の飛行を中止すること等を求めています。

引き続き、これらの取組みにより、米軍艦船や航空機の安全対策の徹底を働きかけてまいります。

答弁は以上です。